

奈良県公契約条例の概要

目的

○公契約について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、県並びに受注者及び下請負者等の責務を明らかにすることにより、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

基本理念

○公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民の生活及び福祉を支えるとともに、その当事者には、地域社会に貢献する経済主体にふさわしい行動及び役割が強く期待されていることに鑑み、その締結及び履行に当たっては、適切かつ公正に行われなければならない。

責務

(県の責務)

県は、基本理念にのっとり、公契約を通じて適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図るため、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保のための必要な措置を講じなければならない。

(受注者等の責務)

受注者及び下請負者等は、基本理念にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、公契約の適正な履行に努めなければならない。

基本方針

(1) 社会的価値の勘案

公契約の相手方の選定に当たっては、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上に対する寄与の程度を勘案すること。

(2) 法令の遵守

公契約の履行に当たっては、受注者及び下請負者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求める。

ア 最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと。

イ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に係る被保険者資格の取得に係る届出及び労災保険に係る保険関係成立の届出を行うこと。

公契約の定義

- ①県が発注する建設工事の請負契約
- ②県が業務を委託する契約
- ③県と指定管理者との公の施設の管理に関する協定

社会的価値の勘案

評価項目の種類

- ①「奈良県社員・シャイン
職場づくり推進企業」※登録
- ②障害者雇用
- ③保護観察対象者等雇用

評価方法

建設工事	業者格付け時
業務委託	特定公契約の 総合評価入札の評価時
指定管理	特定公契約の 公募に係る審査時

・各項目の該当状況により加点評価

・※ 奈良県で行っている働きやすい職場づくりを推進する県内に本店または事業所のある企業の登録制度

法定労働条件の遵守

公契約のうち、下記の特定公契約の受注者は、当該業務に従事する労働者について、遵守状況に関する報告や下請負者等への指導等を行う義務を負う。

特定公契約の範囲

建設工事	予定価格 3 億円以上
業務委託 (下記業務)	予定価格 3 千万円以上
指定管理 (下記業務)	委託料上限額 3 千万円以上

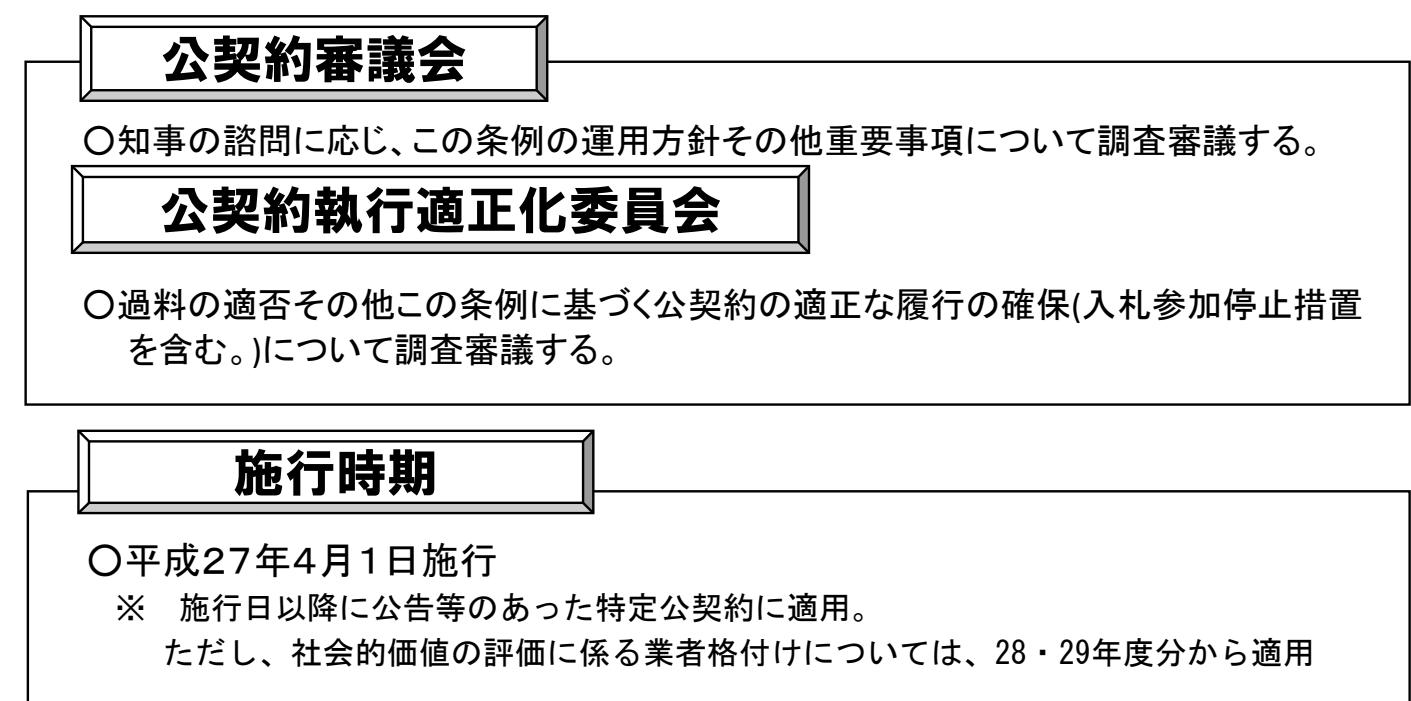
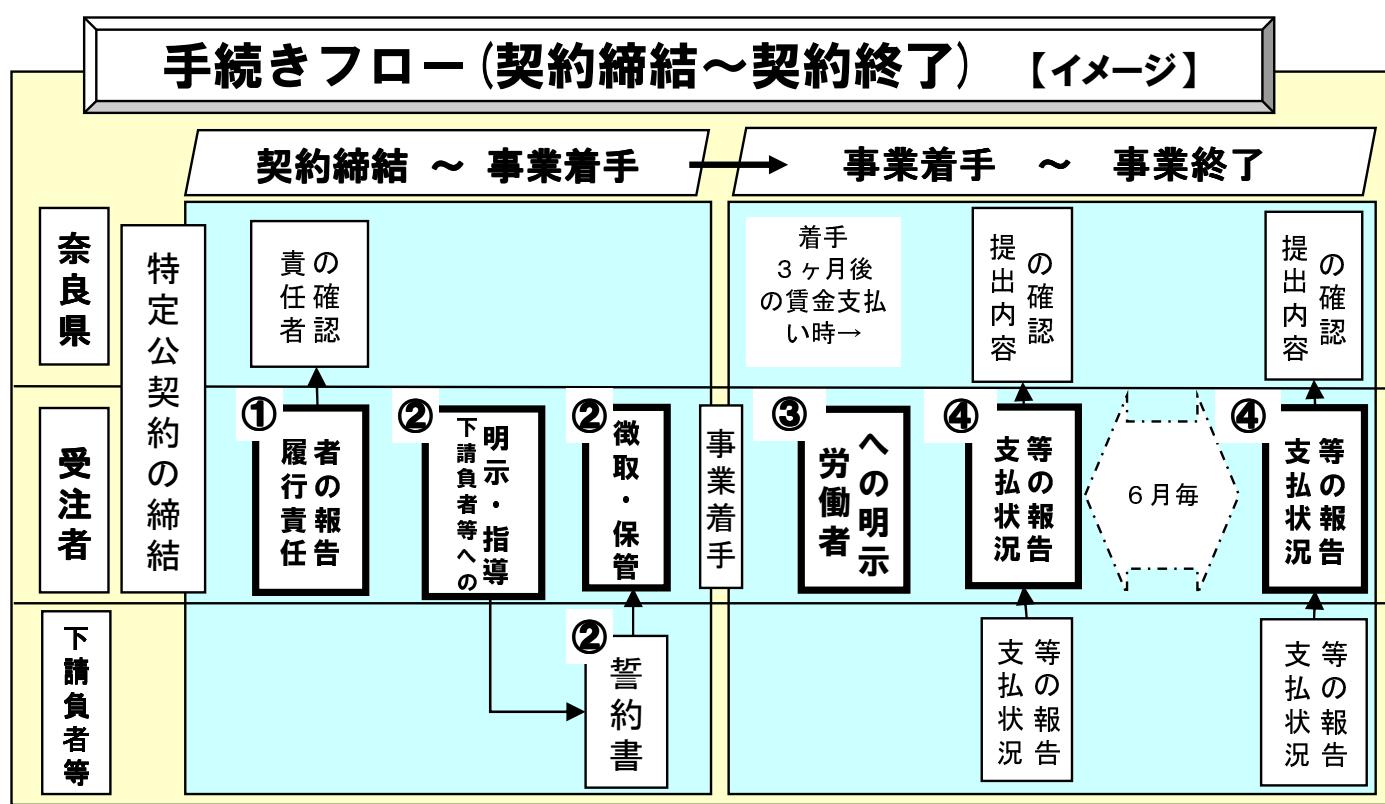
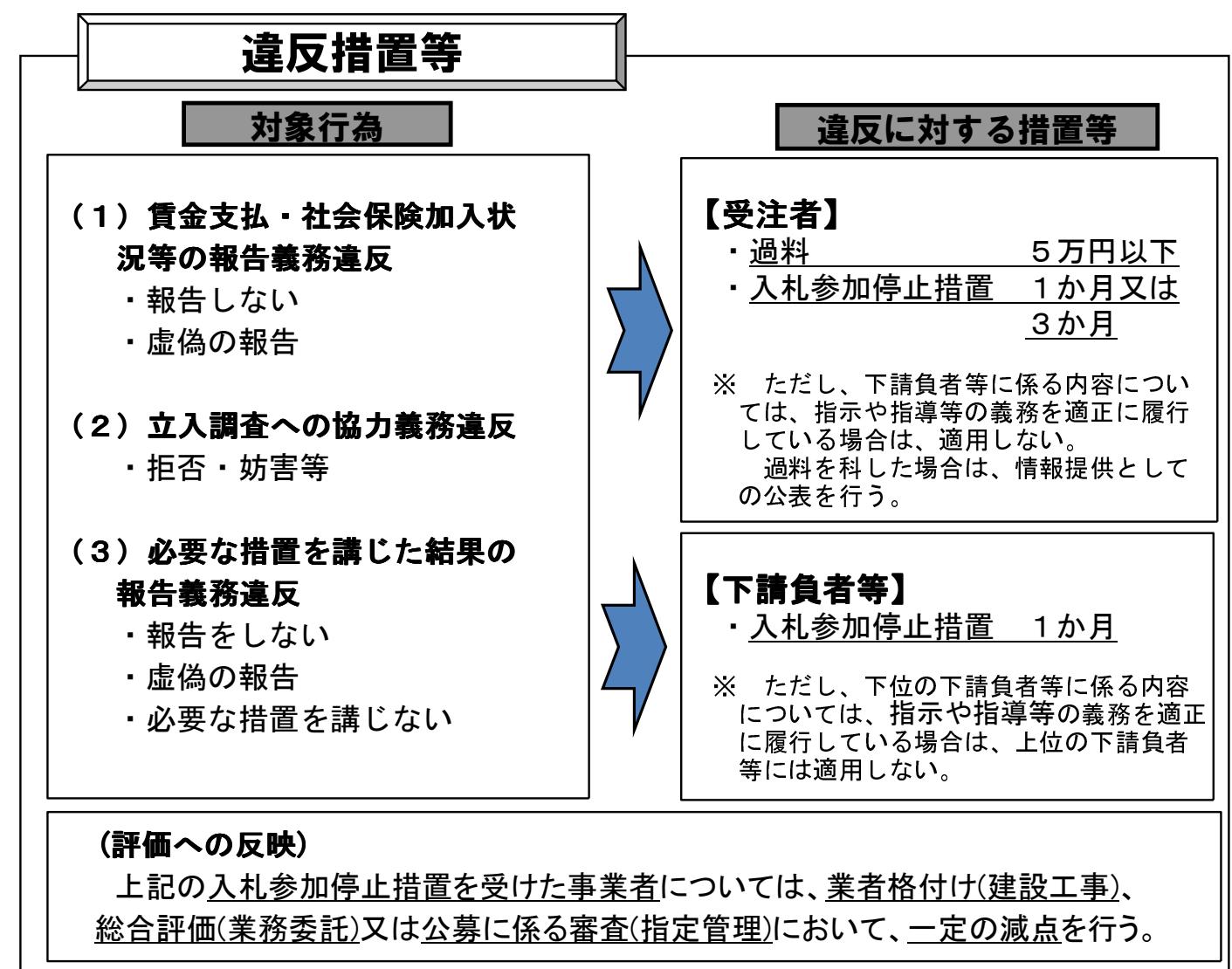
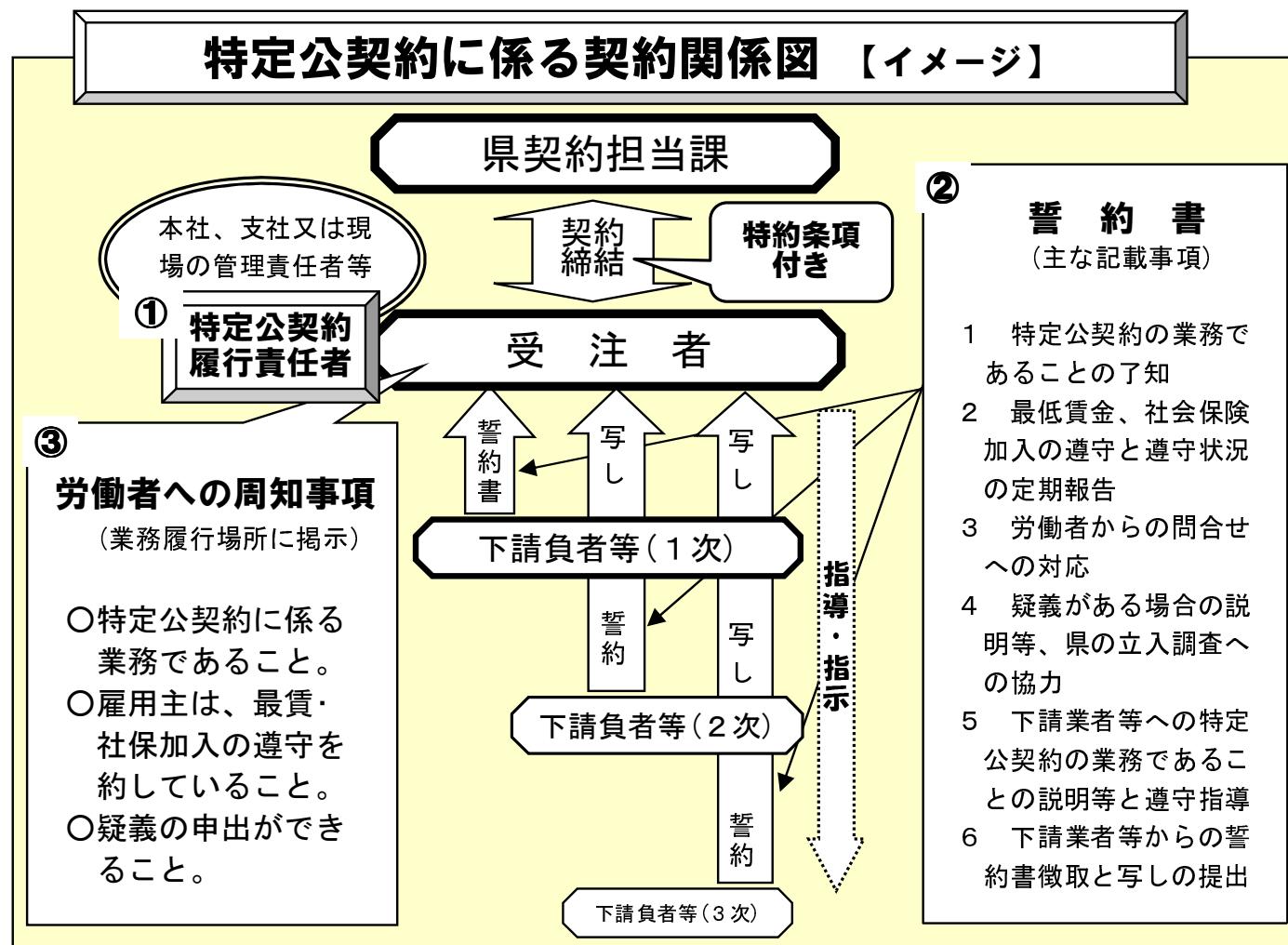
- 最低賃金、社会保険加入の遵守
- 条例に基づく諸手続き
- ①履行責任者の選任・報告
- ②下請負者等への明示及び指導
- ③労働者への明示
- ④定期の支払賃金等の報告
- ⑤疑義がある場合の説明等
- ⑥立入調査への協力
- ⑦必要な措置の結果報告

【業務委託及び指定管理に係る特定公契約に該当する業務の範囲】

次の業務のいずれかを含む内容の公契約（契約期間が6ヶ月を超えるもの）

- ア 県が管理する建物及び土地における清掃業務、警備業務（機械警備業務を除く。）、駐車場管理業務、受付業務、案内業務、宿日直業務又は電話交換業務
- イ 県が管理する建物において行う給食の調理等の業務又は洗濯業務

奈良県公契約条例の概要



※ 報告の対象となる範囲：経営者、管理者や直接業務に従事しない職員等を除く労働者